

あきた

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町 3 番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市部設置条例の一部を改正する条例（第53号）…………… 2
- 秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（第54号）…………… 2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第55号）…………… 2
- 秋田市個人番号の利用に関する条例（第56号）…………… 4
- 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第57号）…………… 5
- 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（第58号）…………… 5
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第59号）…………… 6
- 秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例（第60号）…………… 6
- 秋田市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例（第61号）…………… 6
- 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（第62号）…………… 7
- 秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例（第63号）…………… 7
- 秋田市女性学習センター条例を廃止する条例（第64号）…………… 7
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第65号）…………… 7

規 則

- 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（第43号）…………… 8
- 秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（第44号）……………10
- 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例施行規則（第45号）……………10
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第46号）……………11

選 管 訓 令

- 秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令（第1号）……………11

告 示

- 都市計画の変更について（第298号）……………11
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第299号）……………11
- 生活保護法による介護機関の指定について（第300号）……………11
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第301号）……………12
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第302号）……………12
- 放置自転車等の撤去および保管について（第303号）……………12

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第304号）……………12
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第305号）……………12
- 平成27年度国民健康保険納税通知書の公示送達について（第306号）……………13
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の取消しについて（第307号）……………13
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第308号）……………13
- 秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者の指定について（第309号）……………13
- 秋田市営住宅等の指定管理者の指定について（第310号）……………13
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第311号）……………13
- 平成27年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第312号）……………13
- 平成27年度第4期国民健康保険税督促状の公示送達について（第313号）……………14
- 生活保護法による介護機関の指定および休止について（第314号）……………14
- 市道路線の認定について（第315号）……………14
- 道路の区域決定および供用開始について（第316号）……………14
- 平成27年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第317号）……………14
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第318号）……………23
- 秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者の指定について（第319号）……………23
- 公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件（第320号）……………23
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の取消しについて（第321号）……………23

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第17号）……………24

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第61号）……………24
- 公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程（第62号）……………24
- 秋田市選挙管理委員および補充員の異動について（第63号）……………24
- 秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名について（第64号）……………24

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第14号）……………24

上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の指定について（第27号）……………24

公 告

- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について……………25
- 自転車等の撤去および保管について……………25
- 予防接種法による定期予防接種について……………25
- 土地改良法による溜池管理規程の認可について……………26
- 農用地利用集積計画の策定について……………27

条 例

秋田市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市部設置条例の一部を改正する条例

秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条企画財政部の項の次に次のように加える。

観光文化スポーツ部

- (1) 観光に関すること。
- (2) 文化に関すること。
- (3) スポーツに関すること。
- (4) 動物園に関すること。

第1条商工部の項を次のように改める。

産業振興部

- (1) 商業に関すること。
- (2) 工業に関すること。
- (3) 労働に関すること。
- (4) 港湾に関すること。
- (5) 農林水産業に関すること。

第1条農林部の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、および執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。)
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。)

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に本則に掲げる事務に係る法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で、この条例の施行の際、現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（秋田市文化会館条例の一部改正）

3 秋田市文化会館条例（昭和55年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「その他教育委員会」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項および第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（秋田市立赤れんが郷土館条例の一部改正）

4 秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（秋田市スポーツ施設条例の一部改正）

5 秋田市スポーツ施設条例（平成16年秋田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第7条および第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第55号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項もしくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限および各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、

- 前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限および各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限および各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限および各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。
(徴収猶予の申請手続等)
- 第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があることおよびその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納付することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限および金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限および各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額および所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名および住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項および第3項に規定する条例で定める書

- 類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限および金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号および第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
(職権による換価の猶予の手続等)
- 第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。
- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- 4 法第15条の5の3第2項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、滞納処分(その例による処分を含む。)により徴収することができる債権とする。
第10条の次に次の2条を加える。
(申請による換価の猶予の申請手続等)
- 第10条の2 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、納期限(2以上の納期限を定めているものにあつては、最後の納期限)から6月とする。
- 2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、滞納処分(その例による処分を含む。)により徴収することができる債権とする。
- 3 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。
- 4 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号までおよび第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限および各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

6 法第15条の6の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第5項第3号に掲げる事項

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

9 法第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、滞納処分（その例による処分を含む。）により徴収することができる債権とする。

（担保を徴する必要がない場合）

第10条の3 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第11条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）を「法」に、「昭和25年条例第26号）第2条」を「昭和25年秋田市条例第26号）第2条第2項」に改める。

第16条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）を「令」に改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予および申請による換価の猶予に関する経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条および第10条の3（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第10条および第10条の3（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第10条の2および第10条の3（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

秋田市個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

秋田市個人番号の利用に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務および市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の定め（要綱等を含む。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 機 関 | 事 務 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）又は療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の規定による児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定による知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対し都道府 |

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者に対する路線バスの利用に係る運賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 重度身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第3号に規定する重度身体障害者であって市長が認めるものをいう。以下同じ。）に対する通院等に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2（第4条関係）

| 機 関 | 事 務 | 特定個人情報 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 市長 | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| | | 規則で定めるもの |
| 5 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報のうち市長が保有するものであって規則で定めるもの |
| 6 市長 | 重度身体障害者に対する通院等に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち、法第19条第7号の規定により市長がその処理に当たり同表の第4欄に掲げる生活保護関係情報の提供を求めることができるものであって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの |

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

| | |
|------------------|--------------|
| 秋田市桜地区コミュニティセンター | 秋田市桜台一丁目1番4号 |
|------------------|--------------|

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年6月27日から施行する。ただし、次項の規定は、同月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の秋田市コミュニティセンター条例に規定する秋田市桜地区コミュニティセンターの使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第58号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例
秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

| | | |
|-----------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 秋田市中央市民サービスセンター | 秋田市山王一丁目1番1号 | 千秋地区、中通地区、南通地区、保戸野地区、高陽地区、大町地区、旭北地区、楢山地区、旭南地区、川元地区、川尻地区、茨島地区、山王地区、泉地区（他のセンターの所管区域に属するものを除く。）および八橋地区 |
|-----------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

第4条の表に次のように加える。

| | |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 秋田市中央市民サービスセンター | (1) 多目的ホール (2) 和室 (3) 洋室 (4) 音楽室 (5) 調理室 (6) 陶芸工作室 (7) 子育て交流ひろば |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|

別表和室および洋室の項を次のように改める。

| 和室および洋室 | 営利を目的としない場合 | | 無料 |
|---------|-------------|---------------------------------------|--------|
| | 営利を目的とする場合 | 使用面積50平方メートル未満のもの1室1時間につき | 200円 |
| | | 使用面積50平方メートル以上100平方メートル未満のもの1室1時間につき | 410円 |
| | | 使用面積100平方メートル以上150平方メートル未満のもの1室1時間につき | 820円 |
| | | 使用面積150平方メートル以上のもの1室1時間につき | 1,230円 |

附 則

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
(秋田市公民館設置条例の一部改正)
- 秋田市公民館設置条例（昭和29年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。
第2条の表秋田市中央公民館の項を削る。
(準備行為)
- 改正後の秋田市市民サービスセンター条例に規定する秋田市

中央市民サービスセンターの施設の使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第59号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例
秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月26日まで
- 第2期 8月1日から同月26日まで
- 第3期 9月1日から同月26日まで
- 第4期 10月1日から同月26日まで
- 第5期 11月1日から同月26日まで
- 第6期 12月1日から同月26日まで
- 第7期 翌年1月1日から同月26日まで
- 第8期 翌年2月1日から同月26日まで
- 第9期 翌年3月1日から同月26日まで

第7条および第8条を次のように改める。

第7条および第8条 削除

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の秋田市介護保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料から適用し、平成27年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第60号

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例
秋田市保育所設置条例（昭和27年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市川口保育所の項、秋田市土崎保育所の項および秋田市泉保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第61号

秋田市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例
秋田市中小企業融資あっせん条例（平成7年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「および第1号の2」を「、第2号および第6号」に改め、同条第3項中「まで」の次に「および第7号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第62号

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例
(設置)

第1条 史跡秋田城跡の保護および管理、調査研究、整備、公開ならびに活用を通じ、市民の教育と文化の向上に資するため、秋田市立秋田城跡歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）を秋田市寺内焼山9番6号に設置する。

(事業)

第2条 歴史資料館において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 史跡秋田城跡の保護および管理に関すること。
- (2) 史跡秋田城跡および関連遺跡の調査研究に関すること。
- (3) 史跡秋田城跡の整備および公開に関すること。
- (4) 史跡秋田城跡および関連遺跡の出土品および調査成果の展示および普及に関すること。
- (5) 史跡秋田城跡についての学習活動の支援等に関すること。
- (6) 関係機関および関係団体等との連携に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料館の設置の目的を達成するために必要と認める事業

(展示室)

第3条 歴史資料館の展示室は、常設展示室および企画展示室兼研修室とする。

(観覧料)

第4条 歴史資料館の展示室において資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第6条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第7条 入館者は、歴史資料館の資料、施設および設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(歴史資料館協議会)

第8条 歴史資料館の運営に関し必要な事項を審議するため、秋田市立秋田城跡歴史資料館協議会（以下「歴史資料館協議会」という。）を置く。

- 2 歴史資料館協議会の委員の定数は、8人以内とする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月16日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | | 金 額 |
|-------|----|---------|
| 観覧料 | 個人 | 1人 200円 |
| | 団体 | 1人 160円 |
| 年間観覧料 | | 1人 300円 |

備考

- 1 団体とは、観覧しようとする者（高校生以下を除く。）の人数が20人以上の団体をいう。
- 2 年間観覧料を納付した者は、当該納付をした日から起算して1年の間、歴史資料館を観覧することができるものとする。
- 3 高校生以下の観覧料は、無料とする。

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第63号

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成24年秋田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 秋田市立秋田城跡歴史資料館

第3条第6項中「第5条」の次に「および秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（平成27年秋田市条例第62号）第4条」を加え、「資料および」を「資料ならびに」に改める。

第4条中「および秋田市立千秋美術館条例第4条」を「、秋田市立千秋美術館条例第4条および秋田市立秋田城跡歴史資料館条例第4条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月16日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に改正前の秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の規定により発行した共通観覧券は、当該共通観覧券の利用に係る有効期間内に限り、改正後の秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の規定により発行した共通観覧券とみなす。

秋田市女性学習センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第64号

秋田市女性学習センター条例を廃止する条例

秋田市女性学習センター条例（昭和55年秋田市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第65号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次

のように改正する。

第35条第1項第1号中「(6)項イ」を「(6)項イ(4)」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

規 則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の実施に関する事務
 - (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の開始もしくは同条第9項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の措置の開始又は同条第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の措置の変更に関する事務
 - (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の停止又は廃止に関する事務
 - (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の措置の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (6) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に要する費用の返還に関する事務
 - (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に係る徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、身体障害者又は療育手帳の交付を受けている者に対する路線バスの利用に係る運賃の助成の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、重度身体障害者に対する通院等に要する費用の補助の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 療育手帳の交付の申請の受付又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 療育手帳の返還に関する事務
 - (3) 療育手帳交付台帳の整備に関する事務
 - (4) 氏名、住所等の変更の届出の受付、その届出に係る事実の審査又は応答に関する事務
 - (5) 療育手帳の再交付に関する事務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、療育手帳の所持者に係る証明書等の発行に関する事務
- (条例別表第2の規則で定める事務および情報)

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7又は第15条の8に規定する滞納処分停止に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 納税義務者に係る生活保護実施関係情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。）第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報をいう。以下同じ。）
 - (2) 納税義務者に係る前条第1項第1号から第4号までに掲げる事務に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）
- 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の3第1項の被災者台帳の作成に関する事務とし、同表の2の項の規則で定める情報は地方税法第5条第2項第2号に掲げる固定資産税に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の一部負担金の算定に関する事務 当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税（地方税法第5条第6項第5号の国民健康保険税をいう。以下同じ。）に関する情報
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税に関する情報
 - (3) 高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税に関する情報
 - (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税に関する情報
 - (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第113条の規定による同法第104条第1項の保険料の滞納処分に関する事務 当該滞納処分に係る被保険者に係る地方税法第5条第2項第2号に掲げる固定資産税に関する情報
 - (6) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第10条第1項もしくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報ア 当該届出に係る被保険者に係る身体障害者福祉法第15条

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4項の身体障害者手帳の交付に関する情報</p> <p>イ 当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>ウ 当該届出に係る被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報（法別表第二主務省令第8条第1号ロに規定する中国残留邦人等支援給付実施関係情報をいう。以下同じ。）</p> <p>エ 当該届出に係る被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第37条第2項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請又は同令第42条第2項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税に関する情報</p> <p>(8) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第4項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税に関する情報</p> <p>(9) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税に関する情報</p> <p>(10) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第6項において準用する同令第20条第1項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務 当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税に関する情報</p> <p>4 条別列表第2の4の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に規定する便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>次に掲げる情報</p> <p>ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者（当該者が18歳以上の場合にあっては、その配偶者）に係る県民税又は市民税に関する情報</p> <p>ウ 当該申請を行う者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報</p> <p>エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第8号の移動支援事業の利用又は同条第3項に規定する便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>次に掲げる情報</p> <p>ア 当該申請を行う者又はその扶養義務者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>イ 当該申請を行う者又はその扶養義務者に係る県民税又は市民税に関する情報</p> | <p>ウ 当該申請を行う者又はその扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>エ 当該申請を行う者又はその扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>5 条別列表第2の5の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に掲げる事務</p> <p>次に掲げる情報</p> <p>ア 現に保護を受けているとしないにもかかわらず保護の措置を必要とする状態にある生活に困窮する外国人又は保護の措置を受けていた外国人（以下この号において「要保護外国人等」という。）に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</p> <p>イ 要保護外国人等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>ウ 要保護外国人等に係る県民税又は市民税に関する情報</p> <p>エ 要保護外国人等に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>オ 要保護外国人等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>カ 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項もしくは第32条第1項又は附則第3条もしくは附則第6条の資金の貸付けに関する情報</p> <p>キ 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報</p> <p>ク 要保護外国人等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>ケ 要保護外国人等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>コ 要保護外国人等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>サ 要保護外国人等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>シ 要保護外国人等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>ス 要保護外国人等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>セ 要保護外国人等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の開始もしくは同条第9項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

- (3) 前条第1項第3号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (4) 前条第1項第4号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (5) 前条第1項第7号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は重度身体障害者に対する通院等に要する費用の補助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

- (1) 法別表第二主務省令第9条第1号に定める事務 同号イに定める者
- (2) 法別表第二主務省令第9条第2号に定める事務 同号イに定める者
- (3) 法別表第二主務省令第9条第3号に定める事務 同号イに定める者
- (4) 法別表第二主務省令第12条第2号に定める事務 同号イに定める者
- (5) 法別表第二主務省令第20条第4号に定める事務 同号に定める者
- (6) 法別表第二主務省令第20条第5号に定める事務 同号に定める者
- (7) 法別表第二主務省令第20条第6号に定める事務 同号に定める者
- (8) 法別表第二主務省令第55条第1号に定める事務 同号イに定める者
- (9) 法別表第二主務省令第55条第2号に定める事務 同号イに定める者
- (10) 法別表第二主務省令第55条第3号に定める事務 同号イに定める者
- (11) 法別表第二主務省令第55条第4号に定める事務 同号イに定める者

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「12で」を「9で」に改める。

第8条中「第12期」を「第9期」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例施行規則をここに公布する。
平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（平成27年秋田市条例第62号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市立秋田城跡歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 歴史資料館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(観覧券の交付)

第4条 条例第4条の規定により観覧料を納付した者には、観覧券を交付するものとする。

(観覧料の減免申請)

第5条 条例第5条の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(観覧料の還付申請)

第6条 条例第6条ただし書の規定により観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(入館者の遵守事項)

第7条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設もしくは展示資料等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- (2) 火災、爆発その他の危険の生ずるおそれのある物品の持込みをしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 展示資料等を無断で撮影し、模写し又は模造しないこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に違反しないこと。

(寄贈および寄託)

第8条 歴史資料館は、資料の寄贈および寄託を受けることができる。

(歴史資料館協議会の組織)

第9条 条例第8条に規定する秋田市立秋田城跡歴史資料館協議会（以下「歴史資料館協議会」という。）の委員は、学校教育および社会教育の関係者ならびに学識経験のある者等の中から市長が任命する。

2 歴史資料館協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって選出する。

3 会長は、歴史資料館協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(歴史資料館協議会の会議)

第10条 歴史資料館協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、必要に応じて臨時に招集することができる。

3 会議は、歴史資料館の年間事業計画および資料の収集等に関し意見を述べることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月16日から施行する。

(歴史資料館協議会の招集)

2 この規則の施行後最初に開催される歴史資料館協議会の招集は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年秋田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成27年1月1日」を「平成28年1月1日」に改め、同項中「平成27年1月1日」を「平成28年1月1日」に、「平成26年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成26年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成27年1月1日」を「平成28年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 管 訓 令

秋田市選管訓令第1号

秋田市選挙管理委員会事務局

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月16日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程(昭和32年秋市選管訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第12号中「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第10条第6項ならびに」を削る。

同条同項第13号中「農業委員会等に関する法律第10条第7項ならびに」を削る。

同条同項第40号および第41号を削る。

同条同項第42号を第40号とし、第43号を第41号とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第298号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年12月1日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 御所野堤台地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

秋田市御所野堤台一丁目、御所野堤台二丁目および御所野堤台三丁目地内

3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第299号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年12月2日

秋田市長 穂 積 志

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定の年月日 | サービスの種類 |
|---------------|--------|----------------|------------|-----------------------------|
| セントシェアハウス株式会社 | みんなのまち | 秋田市新屋比内町22番22号 | 平成27年12月1日 | 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護 |

秋田市告示第300号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年12月2日

秋田市長 穂 積 志

指定

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|---------------------|-----------------------|-----------------|
| はぁとらんの風 | 秋田市外旭川八柳一丁目 17番13号 | 平成27年 11月15日 |
| 社会医療法人明和会 中通総合病院 | 秋田市南通みその町3番 15号 | 平成27年 8月1日 |

秋田市告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年12月2日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|---------------------|----------------------|----------------|
| あきたレディースク リニック安田 | 秋田市土崎港中央五丁目 3番37号 | 平成27年 11月1日 |
| アイン薬局 中通店 | 秋田市南通築地2番31号 | 平成27年 11月1日 |
| なごみ調剤薬局 | 秋田市広面字家ノ下35番 地1 | 平成27年 12月1日 |

2 廃止

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年月日 |
|---------------------|----------------------|-----------------|
| あきたレディースク リニック安田 | 秋田市土崎港中央五丁目 3番37号 | 平成27年 10月31日 |
| アイン薬局 中通店 | 秋田市南通築地2番31号 | 平成27年 10月31日 |

秋田市告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年12月4日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

| 指定 番号 | 医 療 機関名 | 医療機関 住 所 | 開設者名 | 指 定 年月日 |
|----------|-------------|------------------------|------------------------------------|----------------|
| 194 | なごみ調 剤薬局 | 秋田市広面 字家ノ下35 番地1 | 株式会社メディ ワンプラス 代表取締役 安 藤 仁 | 平成27年 12月1日 |

秋田市告示第303号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自

転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成27年12月8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成27年11月8日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成27年12月22日から平成28年6月22日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第304号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばきを次のとおり指定したので、告示する。

平成27年12月11日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市広面字広面17番地

名称 有限会社 酒の福屋

氏名 代表取締役 福 島 順 一

2 売りさばき所の所在地

秋田市下新城野字琵琶沼385番地2

3 売りさばき所の名称

サンクス秋田下新城野店

秋田市告示第305号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年12月16日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市河辺和田字和田81番地
今 野 博 子
今野喜栄堂

秋田市告示第306号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年12月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成27年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年12月18日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

| 指定番号 | 医療機関名 | 医療機関住所 | 開設者名 | 指定取消年月日 |
|------|----------|----------------|--------------------------------|-------------|
| 5 | 佐野薬局原の町店 | 秋田市保戸野原の町8番13号 | 株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦 | 平成27年12月31日 |

秋田市告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年12月18日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

| 指定番号 | 医療機関名 | 医療機関住所 | 開設者名 | 指定年月日 |
|------|----------|----------------|--------------------------------|-----------|
| 195 | 佐野薬局原の町店 | 秋田市保戸野鉄砲町10番6号 | 株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦 | 平成28年1月1日 |

秋田市告示第309号

秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成27年12月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市雄和観光花き栽培園
- 2 指定管理者
秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
秋田ダリア栽培組合
組合長 鷲澤幸治
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

秋田市告示第310号

秋田市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成27年12月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市営住宅
河辺松測一般特定住宅
雄和糠塚一般特定住宅
河辺松測単身特定住宅
- 2 指定管理者
秋田市中通二丁目3番8号
秋田アトリオンビル5階
一般財団法人秋田県建築住宅センター
理事長 柴田公博
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

秋田市告示第311号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成27年12月18日

秋田市長 穂 積 志

| 医師名 | 医療機関名 | 診療科名 | 担当する障害分野 |
|------|--------|------|---------------------|
| 本間直子 | 中通総合病院 | 泌尿器科 | じん臓機能障害 ぼうこう機能障害 |

秋田市告示第312号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成27年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第313号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成27年度（平成27年度賦課）第4期国民健康保険税督促状

秋田市告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|---------|----------------|----------------|
| みんなのまち | 秋田市新屋比内町22番22号 | 平成27年 12月1日 |
| ヒロコージ薬局 | 秋田市千秋久保田町3番18号 | 平成27年 12月1日 |

2 休止

| 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年月日 |
|-------------------|------------------|----------------|
| ハートボックスケアプランセンター | 秋田市仁井田新田一丁目16番4号 | 平成27年 12月3日 |
| ケアプランセンター西部ワンズライフ | 秋田市川元小川町4番18号 | 平成27年 12月1日 |

秋田市告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

| 整理 番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な 経過地 |
|----------|----------|-----------------|------------|
| | | 終 点 | |
| 90487 | 鼠田二丁目6号線 | 飯島鼠田二丁目31番364地先 | |
| | | 飯島鼠田二丁目31番369地先 | |

2 縦覧期間

平成27年12月22日から平成28年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月21日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

| 整理 番号 | 路線名 | 起 点 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|----------|----------|-----------------|---------------|---------------|
| | | 終 点 | | |
| 90487 | 鼠田二丁目6号線 | 飯島鼠田二丁目31番364地先 | 94.50 | 6.00 |
| | | 飯島鼠田二丁目31番369地先 | | |
| | | | | |

2 縦覧期間

平成27年12月22日から平成28年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第317号

平成27年12月18日の「平成27年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成27年12月22日

秋田市長 穂 積 志

平成27年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

平成27年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ835,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,378,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|---------|------------------|---------------|------------------|
| 15 国庫支出金 | | 千円 20,059,694 | 千円 151,999 | 千円 20,211,693 |
| | 1 国庫負担金 | 15,636,195 | 1,515 | 15,637,710 |
| | 2 国庫補助金 | 4,348,512 | 150,484 | 4,498,996 |
| 16 県支出金 | | 8,359,454 | 61,920 | 8,421,374 |
| | 2 県補助金 | 3,116,995 | 61,920 | 3,178,915 |
| 19 繰入金 | | 8,636,461 | 300,000 | 8,936,461 |
| | 2 基金繰入金 | 8,402,665 | 300,000 | 8,702,665 |
| 20 繰越金 | | 1,050,612 | 5,706 | 1,056,318 |
| | 1 繰越金 | 1,050,612 | 5,706 | 1,056,318 |
| 22 市 債 | | 14,069,700 | 316,200 | 14,385,900 |
| | 1 市債 | 14,069,700 | 316,200 | 14,385,900 |
| 歳 入 | 合 計 | 136,542,231 | 835,825 | 137,378,056 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|-------------|------------------|---------------|------------------|
| 2 総務費 | | 千円 23,615,715 | 千円 100,686 | 千円 23,716,401 |
| | 1 総務管理費 | 21,518,458 | 6,928 | 21,525,386 |
| | 2 徴税费 | 1,104,036 | 56,000 | 1,160,036 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 451,495 | 8,568 | 460,063 |
| | 4 選挙費 | 253,066 | 2,649 | 255,715 |
| | 5 統計調査費 | 195,501 | 26,541 | 222,042 |
| 3 民生費 | | 46,069,355 | 79,224 | 46,148,579 |
| | 1 社会福祉費 | 21,374,179 | 3,242 | 21,377,421 |
| | 2 児童福祉費 | 15,235,131 | 75,982 | 15,311,113 |
| 4 衛生費 | | 9,377,308 | 26,939 | 9,404,247 |
| | 1 環境衛生費 | 523,065 | 26,939 | 550,004 |

| | | | | |
|----------|--------|-------------|---------|-------------|
| 5 労働費 | | 414,326 | 4,418 | 418,744 |
| | 1 労働諸費 | 414,326 | 4,418 | 418,744 |
| 6 農林水産業費 | | 2,482,232 | 44,852 | 2,527,084 |
| | 1 農業費 | 1,725,764 | 44,852 | 1,770,616 |
| 7 商工費 | | 7,364,183 | 54,565 | 7,418,748 |
| | 1 商工費 | 7,364,183 | 54,565 | 7,418,748 |
| 10 教育費 | | 11,491,828 | 525,141 | 12,016,969 |
| | 2 小学校費 | 3,165,132 | 363,513 | 3,528,645 |
| | 3 中学校費 | 1,703,473 | 161,628 | 1,865,101 |
| 歳 出 合 計 | | 136,542,231 | 835,825 | 137,378,056 |

第2表 継続費補正

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 補 正 前 | | | 補 正 後 | | |
|-------|---------|---------------------|------------|--------|-----------|------------|--------|-----------|
| | | | 総 額 | 年 度 | 年割額 | 総 額 | 年 度 | 年割額 |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 庁舎建設事業 | 13,617,061 | 平成25年度 | 1,442,878 | 13,709,553 | 平成25年度 | 1,442,878 |
| | | | | 平成26年度 | 2,605,207 | | 平成26年度 | 2,605,207 |
| | | | | 平成27年度 | 8,235,854 | | 平成27年度 | 8,235,854 |
| | | | | 平成28年度 | 751,075 | | 平成28年度 | 843,567 |
| | | | | 平成29年度 | 582,047 | | 平成29年度 | 582,047 |
| | | 防災行政無線移動系通信システム整備事業 | 302,921 | 平成26年度 | 22,461 | 302,921 | 平成26年度 | 22,461 |
| | | | | 平成27年度 | 280,460 | | 平成27年度 | 268,148 |
| | | | | 平成28年度 | | | 平成28年度 | 12,312 |

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|-----------|-------------|---------|
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 電線共同溝整備事業 | 193,563 |
| | | 橋りょう修繕事業 | 300,000 |
| | | 橋りょう整備事業 | 70,000 |
| | 5 都市計画費 | 土地区画整理会計繰出金 | 375,000 |

| | | | |
|--------|--------|------------------|---------|
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 小学校施設等改修経費 | 130,252 |
| | | 雄和地域統合小学校整備事業 | 170,030 |
| | | 小学校施設天井等落下防止対策事業 | 103,641 |
| | 3 中学校費 | 中学校施設天井等落下防止対策事業 | 161,628 |

第4表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------------|---------------|---------|
| 外部監査実施経費 | 平成27年度～平成28年度 | 6,567 |
| 電子入札システム開発経費分担金 | 平成27年度～平成34年度 | 24,660 |
| きずなでホットしていきた寄附金推進事業 | 平成27年度～平成28年度 | 41,149 |
| 日本女性会議2016秋田開催経費 | 平成27年度～平成28年度 | 18,500 |
| 後期高齢者健康診査事業委託経費等 | 平成27年度～平成28年度 | 5,794 |
| 社会福祉関連サービス委託経費等 | 平成27年度～平成28年度 | 21,134 |
| 障がい者福祉関連サービス委託経費等 | 平成27年度～平成28年度 | 105,227 |
| 老人福祉関連サービス委託経費等 | 平成27年度～平成28年度 | 32,500 |
| 健康管理関連事業委託経費等 | 平成27年度～平成28年度 | 7,800 |
| 子ども広場運営事業 | 平成27年度～平成28年度 | 17,179 |
| 子ども・子育て支援システム改修経費 | 平成27年度～平成28年度 | 6,610 |
| 在宅子育てサポート事業 | 平成27年度～平成28年度 | 19,607 |
| 小学校共同調理場調理業務委託経費 | 平成27年度～平成30年度 | 183,189 |
| 中学校共同調理場調理業務委託経費 | 平成27年度～平成30年度 | 47,046 |
| 太平山自然学習センター食事提供等業務委託経費 | 平成27年度～平成30年度 | 23,841 |
| 「美術館の街」活性化事業 | 平成27年度～平成28年度 | 14,000 |
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定文書法制課分) | 平成27年度～平成28年度 | 4,272 |
| 同上 (平成27年度設定防災安全対策課分) | 平成27年度～平成28年度 | 21,048 |
| 同上 (平成27年度設定契約課分) | 平成27年度～平成28年度 | 4,700 |
| 同上 (平成27年度設定財産管理活用課分) | 平成27年度～平成28年度 | 28,871 |

| | | |
|-------------------------------------|---------------|-----------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定工事検査室分) | 平成27年度～平成28年度 | 6,092 |
| 同 上 (平成27年度設定企画調整課分) | 平成27年度～平成28年度 | 1,193 |
| 同 上 (平成27年度設定財政課分) | 平成27年度～平成28年度 | 3,811 |
| 同 上 (平成27年度設定情報統計課分) | 平成27年度～平成28年度 | 231,298 |
| 同 上 (平成27年度設定広報広聴課分) | 平成27年度～平成28年度 | 25,672 |
| 同 上 (平成27年度設定市民税課分) | 平成27年度～平成28年度 | 7,701 |
| 同 上 (平成27年度設定地籍調査室分) | 平成27年度～平成28年度 | 51 |
| 同 上 (平成27年度設定東京事務所分) | 平成27年度～平成28年度 | 11,823 |
| 同 上 (平成27年度設定生活総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 10,046 |
| 同 上 (平成27年度設定市民協働・地域分権推進課分) | 平成27年度～平成28年度 | 653 |
| 同 上 (平成27年度設定市民課分) | 平成27年度～平成28年度 | 3,685 |
| 同 上 (平成27年度設定西部市民サービスセンター分) | 平成27年度～平成28年度 | 3,742 |
| 同 上 (平成27年度設定北部市民サービスセンター分) | 平成27年度～平成28年度 | 5,898 |
| 同 上 (平成27年度設定河辺市民サービスセンター分) | 平成27年度～平成28年度 | 1,260 |
| 同 上 (平成27年度設定雄和市民サービスセンター分) | 平成27年度～平成28年度 | 1,798 |
| 同 上 (平成27年度設定南部市民サービスセンター分) | 平成27年度～平成28年度 | 40,283 |
| 同 上 (平成27年度設定東部市民サービスセンター分) | 平成27年度～平成28年度 | 2,956 |
| 同 上 (平成27年度設定市民相談センター分) | 平成27年度～平成28年度 | 1,818 |
| 同 上 (平成27年度設定秋田市民交流プラザ管理室分) | 平成27年度～平成28年度 | 99,192 |
| 同 上 (平成27年度設定福祉総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 131,720 |
| 同 上 (平成27年度設定食肉衛生検査所分) | 平成27年度～平成28年度 | 5,868 |
| 同 上 (平成27年度設定保健総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 13,446 |
| 同 上 (平成27年度設定子ども総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 3,252 |
| 同 上 (平成27年度設定子ども育成課分) | 平成27年度～平成28年度 | 6,279 |
| 同 上 (平成27年度設定子ども健康課分) | 平成27年度～平成28年度 | 2,313 |
| 同 上 (平成27年度設定環境総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 2,072,444 |
| 同 上 (平成27年度設定商工労働課分) | 平成27年度～平成28年度 | 434,890 |

| | | |
|--------------------------------------|---------------|---------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定大森山動物園分) | 平成27年度～平成28年度 | 24,918 |
| 同 上 (平成27年度設定農林総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 13,263 |
| 同 上 (平成27年度設定建設総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 536,125 |
| 同 上 (平成27年度設定都市総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 259,557 |
| 同 上 (平成27年度設定会計課分) | 平成27年度～平成28年度 | 188 |
| 同 上 (平成27年度設定議会事務局分) | 平成27年度～平成28年度 | 4,812 |
| 同 上 (平成27年度設定選挙管理委員会事務局分) | 平成27年度～平成28年度 | 111 |
| 同 上 (平成27年度設定教育委員会総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 56,972 |
| 同 上 (平成27年度設定学事課分) | 平成27年度～平成28年度 | 133,680 |
| 同 上 (平成27年度設定教育研究所分) | 平成27年度～平成28年度 | 130 |
| 同 上 (平成27年度設定文化振興室分) | 平成27年度～平成28年度 | 6,412 |
| 同 上 (平成27年度設定スポーツ振興課分) | 平成27年度～平成28年度 | 99,195 |
| 同 上 (平成27年度設定中央公民館分) | 平成27年度～平成28年度 | 382 |
| 同 上 (平成27年度設定南部公民館分) | 平成27年度～平成28年度 | 147 |
| 同 上 (平成27年度設定北部公民館分) | 平成27年度～平成28年度 | 76 |
| 同 上 (平成27年度設定太平山自然学習センター分) | 平成27年度～平成28年度 | 492 |
| 同 上 (平成27年度設定自然科学学習館分) | 平成27年度～平成28年度 | 7,863 |
| 同 上 (平成27年度設定中央図書館明德館分) | 平成27年度～平成28年度 | 3,970 |
| 同 上 (平成27年度設定土崎図書館分) | 平成27年度～平成28年度 | 98 |
| 同 上 (平成27年度設定新屋図書館分) | 平成27年度～平成28年度 | 118 |
| 同 上 (平成27年度設定雄和図書館分) | 平成27年度～平成28年度 | 373 |
| 同 上 (平成27年度設定千秋美術館分) | 平成27年度～平成28年度 | 79,800 |
| 同 上 (平成27年度設定赤れんが郷土館分) | 平成27年度～平成28年度 | 98 |
| 同 上 (平成27年度設定民俗芸能伝承館分) | 平成27年度～平成28年度 | 381 |
| 同 上 (平成27年度設定佐竹史料館分) | 平成27年度～平成28年度 | 1,160 |
| 同 上 (平成27年度設定文化会館分) | 平成27年度～平成28年度 | 61,141 |
| 同 上 (平成27年度設定商業高校分) | 平成27年度～平成28年度 | 1,759 |

| | | |
|---------------------------------------|---------------|---------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定御所野学院高校分) | 平成27年度～平成28年度 | 1,797 |
| 同 上 (平成27年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分) | 平成27年度～平成28年度 | 1,252 |
| 同 上 (平成27年度設定消防本部総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 114,988 |

(変更)

(単位：千円)

| 事 項 | 限 度 額 | | |
|--------------------|--------|--------|--------|
| | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| 行政情報ネットワークシステム運用事業 | 41,301 | 53,957 | 95,258 |

第5表 市債補正

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | | | 起債の 方 法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-----------|------------|---------|------------|------------|-----|-------|
| | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | | | |
| 総 務 費 | 3,196,500 | △12,300 | 3,184,200 | | | |
| 小 学 校 費 | 551,200 | 226,100 | 777,300 | | | |
| 中 学 校 費 | 99,300 | 102,400 | 201,700 | | | |
| 計 | 14,069,700 | 316,200 | 14,385,900 | | | |

平成27年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第2号)
平成27年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 |
|-------|-----------|------------------|---------|
| 1 事業費 | 1 土地区画整理費 | 秋田駅東第三地区土地区画整理事業 | 499,000 |
| | | 秋田駅西北地区土地区画整理事業 | 280,000 |

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|---------------|--------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定) | 平成27年度～平成28年度 | 14,763 |

平成27年度秋田市市営墓地会計補正予算(第1号)
平成27年度秋田市の市営墓地会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|---------------|-------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定) | 平成27年度～平成28年度 | 3,331 |

平成27年度秋田市中心卸売市場会計補正予算(第1号)
平成27年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算(第1号)は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|---------------|-------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定) | 平成27年度～平成28年度 | 2,553 |

平成27年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算(第1号)
平成27年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算(第1号)
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|---------------|--------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定) | 平成27年度～平成28年度 | 78,324 |

平成27年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第1号)
平成27年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第1号)は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|---------------|--------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定) | 平成27年度～平成28年度 | 28,130 |

平成27年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)
平成27年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第1号)は、次
に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|---------------|-------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定) | 平成27年度～平成28年度 | 8,900 |

平成27年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)
平成27年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算(第1号)
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定によ

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|---------------|---------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定) | 平成27年度～平成28年度 | 172,374 |

平成27年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)
平成27年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,155,711千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-------|--------------|---------------|---------------|
| 8 繰越金 | | 千円 25,626 | 千円 231,472 | 千円 257,098 |
| | 1 繰越金 | 25,626 | 231,472 | 257,098 |
| 歳 入 合 計 | | 28,924,239 | 231,472 | 29,155,711 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 6 諸支出金 | | 千円 25,681 | 千円 231,472 | 千円 257,153 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 25,681 | 231,472 | 257,153 |
| 歳 出 合 計 | | 28,924,239 | 231,472 | 29,155,711 |

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------------|---------------|---------|
| 介護保険関連サービス委託経費等 | 平成27年度～平成28年度 | 359,737 |
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定福祉総務課分) | 平成27年度～平成28年度 | 39,963 |

平成27年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)

平成27年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|---------------|--------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定) | 平成27年度～平成28年度 | 12,859 |

平成27年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成27年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成27年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-----------------|----------------|-----------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 | 平成27年度から28年度まで | 440,543千円 |
| 水道施設切廻業務委託経費 | 平成27年度から28年度まで | 160,000千円 |
| 配水管整備事業 | 平成27年度から28年度まで | 560,000千円 |

平成27年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）
（総則）

第1条 平成27年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成27年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-----------------|----------------|-----------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 | 平成27年度から28年度まで | 587,330千円 |
| 管渠建設事業 | 平成27年度から28年度まで | 357,000千円 |

平成27年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成27年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成27年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-----------------|----------------|-----------|
| 施設設備管理費及び機器使用料等 | 平成27年度から28年度まで | 113,999千円 |

秋田市告示第318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成27年12月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
水沢自治会
- 2 認可年月日
平成15年4月3日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 伊 藤 重 信
秋田市雄和平沢字水沢117番地

変更後 伊 藤 秀 一

秋田市雄和平沢字水沢85番地

- 4 変更年月日
平成27年12月13日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第319号

秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。
平成27年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市雄和ふれあいプラザ
- 2 指定管理者
秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 野 口 良 孝
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

秋田市告示第320号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可したので、ここに告示する。
平成27年12月24日

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件

平成25年4月1日付けで認可した公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の一部を次のとおり変更する。

変更する料金の区分

- 1 授業料、入学料および入学検定料
秋田公立美術工芸短期大学において徴収する授業料の上限額の記載および「別表第2」を削る。
- 2 社会貢献センター使用料
「別表第3」を「別表第2」に改める。

秋田市告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年12月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

| 指定番号 | 医療機関名 | 医療機関住所 | 開設者名 | 指定取消年月日 |
|------|-----------|----------------|----------------------------|-------------|
| 162 | 日本調剤保戸野薬局 | 秋田市保戸野鉄砲町10番6号 | 日本調剤株式会社 代表取締役 三津原 博 | 平成27年12月27日 |

教 委 告 示

秋田市教委告示第17号

平成27年12月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成27年12月21日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

選 管 告 示

秋市選管告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成27年12月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

- 50分の1の数 5,297人
- 3分の1の数 88,273人

秋市選管告示第62号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年12月16日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和34年秋市選管告示第29号）の一部を次のように改正する。

第39条中「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋市選管告示第63号

秋田市選挙管理委員および補充員に異動があったので、秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年12月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 委員 新 秋田市新屋松美が丘南町2番8号
相 原 政 志
秋田市仁井田福島二丁目7番17号
堀 井 明 美
秋田市金足黒川字黒川253番地
旭 茂 喬
秋田市山王二丁目3番10-1301号
古 谷 薫
旧 秋田市新屋豊町10番30号

塚 田 勇

秋田市新屋豊町3番14-405号

西 丸 功

秋田市山王二丁目3番10-1301号

古 谷 薫

秋田市大住三丁目3番43号

菅 原 弘 夫

2 補充員 新 秋田市土崎港北六丁目2番17-2号

川 口 賢

秋田市広面字長沼7番地29

大 友 武 夫

秋田市山王二丁目11番22号

小 玉 正 憲

秋田市保戸野すわ町10番36号

高 橋 健 一

旧 秋田市將軍野東三丁目4番34号

工 藤 任 国

秋田市広面字長沼7番地29

大 友 武 夫

秋田市土崎港中央二丁目5番2号

山 陰 有 一

秋田市保戸野すわ町10番36号

高 橋 健 一

秋市選管告示第64号

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第2条第3項の規定に基づき、秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名を、次のとおり告示する。

平成27年12月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫

農 委 告 示

秋田市農委告示第14号

平成27年12月15日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成27年12月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（5件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 農用地利用集積計画（平成27年度第9号）に関する件
- 非農地証明申請に関する件（1件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第27号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成27年12月4日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の指定

| 指定工事事業者 | 代表者 | 所在地 |
|--------------------------------------|---------|--------------------|
| 三菱電機システムサー ビス株式会社秋田サー ビスステーション | 松 坂 正 広 | 秋田市川尻大川 町12番48号 |

2 指定年月日

平成27年12月1日

公 告

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成27年12月1日

秋田市長 穂 積 志

1 調査を行った地区

秋田市河辺和田字小川向の一部および同字大沢口の一部

2 地図および簿冊の名称

地籍図原図および地籍簿

3 閲覧期間

平成27年12月4日から同月24日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

4 閲覧時間

午前9時から午後4時30分まで

5 閲覧場所

河辺市民サービスセンター 2階大会議室

6 誤り等訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7 地図は、平成26年11月測量、簿冊は平成27年10月7日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成27年12月11日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数 (113台)

追分駅前自転車等駐車場 23台

土崎図書館前自転車等駐車場 11台

土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 20台

土崎駅前自転車等駐車場 17台

新屋駅前自転車等駐車場 17台

下浜駅前自転車等駐車場 1台

アトリオン広場地下自転車駐車場 4台

秋田駅西地下自転車駐車場 2台

秋田駅東自転車等駐車場 2台

四ツ小屋駅東自転車等駐車場 3台

四ツ小屋駅前自転車等駐車場 2台

牛島駅東自転車等駐車場 10台

牛島駅西自転車等駐車場 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成27年12月7日および同月8日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成27年12月25日から平成28年6月25日まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月16日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

別表1のとおり

2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類

別表2のとおり

別表1

| 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | 所 在 地 | 医 師 名 | 四 種 混 合 | 三 種 混 合 | 二 種 混 合 | ポ リ オ 不 活 化 | 麻 し ん 混 合 | 単 抗 原 | 麻 し ん 原 | 単 抗 原 | 風 し ん 原 | 日 本 脳 炎 | B C G | ヒ ブ | 小 児 肺 炎 | ロ ー マ | ヒ ト バ ビ | 水 痘 | 高 齢 者 肺 炎 球 菌 | 高 齢 者 イン フル エン ザ | 届 出 月 日 |
|----------------------------|-------------------|-------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|--------|------------------|-------------|------------------|--------|---------------------------------|------------------------------------|------------------|
| 笠松病院 | 秋田市浜田字藍の 原52番地 | 小野 大輔 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | 11月12日 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--------|
| 工藤胃腸内科クリニック | 秋田市中通一丁目3番5号 | 一政 克朗 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | 11月20日 |
| 中通総合病院 | 秋田市南通みその町3番15号 | 堀越 雄太 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 6月1日 |
| | | 嵯峨 佑史 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 7月1日 |
| | | 藤島 悟志 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 8月1日 |
| | | 伊藤 隆一 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 10月1日 |
| | | 尾野 夏紀 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 10月1日 |
| | | 仙波由布子 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 10月1日 |

別表2

| 予 防 接 種 を 行 っ て い た 主 た る 場 所 | 所 在 地 | 医 師 名 | 四 種 混 合 | 三 種 混 合 | 二 種 混 合 | ポ リ オ | 麻 し ん 混 合 | 単 抗 原 | 麻 し ん 単 抗 原 | 単 抗 原 | 風 し ん 単 抗 原 | 日 本 脳 炎 | B C G | ヒ ブ | 小 児 菌 肺炎 | ロ ー マ ビ | ヒ ト バ ビ | 水 痘 | 高 齢 者 肺 炎 | 高 齢 者 エン ゼ ル | 届 出 月 日 | | |
|-------------------------------------|----------------|-------|------------------|------------------|------------------|-------------|-----------------------|-------------|----------------------------|-------------|----------------------------|------------------|-------------|--------|-------------------|------------------|------------------|--------|-----------------------|-----------------------------|------------------|--------|--------|
| 笠松病院 | 秋田市浜田字藍の原52番地 | 佐藤 寛 | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | × | 11月12日 | |
| | | 向井 長弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | × | 11月12日 |
| 中通総合病院 | 秋田市南通みその町3番15号 | 工藤 良平 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 12月4日 | |
| | | 佐々木倫子 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 12月4日 |
| | | 高橋 正喜 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 12月4日 |
| | | 原嶋 宏樹 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 12月4日 |
| | | 富樫嘉寿恵 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 12月4日 |
| | | 本間 直子 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 12月4日 |

秋田市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定に基づき、秋田市孫左衛門堰土地改良区から申請のあった溜池管理規程について、平成27年12月15日に認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

秋田市長 穂 積 志

平成27年12月18日

1 出水期および非出水期

毎年5月1日から9月10日までの期間を出水期とし、10月1日から翌年4月30日までの期間を非出水期とする。

2 満水位

満水位は、標高位34.30メートルとする。

3 制限水位

制限水位は、標高位31.43メートルとし、洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

4 低水位

低水位は、標高位20.12メートルとし、補修等する場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

5 水位の基準

溜池の水位は、取水塔または堤体に取り付けられた水位計によるものとする。

6 かんがい用水の利用

かんがい用水の利用は、制限水位から低水位までの容量を利用するものとする。

7 かんがい用水の貯水

かんがい用水を確保するため、原則として毎年4月30日までに溜池の貯水を制限水位にするものとする。

8 かんがい期間

かんがい期間は、5月1日から8月30日までとする。

9 計画取水量

かんがい用水のための取水量は、毎秒0.230立方メートルを基準とする。

10 放流

溜池からの放流は、制限水位以下等の場合を除き、常時は流入量に相当する水量を放流するものとする。ただし、点検整備および非常放流等においては、これを超えて放流するものとする。

11 放流の通知

溜池から放流することにより、下流の水位に著しい変動が生ずると認める場合は、危害を防止するため、土地改良区、県、市、警察、消防等関係機関に通知するとともに、一般に周知するための必要な措置を講じなければならない。

12 非常放流時のゲート操作

溜池の水位が満水位を超え、もしくは明らかに超えると認められる場合は、調整ゲートを順次開扉し、制限水位に保つよう努めなければならない。また、溜池に重大な危険が生じすみやかに貯水位を低下させる場合は、ただちに調整ゲートを開扉し、水位の低下を図らなければならない。

13 点検および整備

堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械および器具等は、常に良好な状態を保つため、点検および整備を行わなければならない。

14 溜池およびその周辺の監視

溜池およびその周辺について常に監視を行い、溜池の維持および保全に関する危険防止に努めなければならない。

15 非常警備体制

溜池の水位が満水位を超え、もしくは明らかに超えると認められる場合、または溜池に重大な危険が生じた場合は、非常警備体制をとらなければならない。

16 非常警備体制時における措置

土地改良区、県、市、警察、消防等関係機関に通知するとともに、下流域に非常警報を伝達し、非常放流を行わなければならない。また、溜池に異常が認められた場合は、ただちに補修に努めなければならない。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年12月22日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農林総務課

